

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年8月7日

長岡市監査委員

小嶋洋一

同

篠田弘成

同

野本直樹

同

丸山広司

監査の結果に基づく措置
令和7年度監査の結果に関する報告（令和7年7月10日 長岡市監査公表第15号分）

監 査 の 結 果	措 置	
	措置実施部局等	措 置 状 況
【意見】 アオーレ長岡使用料の減免について 公共施設の使用料は、受益者負担の原則により、条例に基づき徴収されている。一方で、公益上必要がある場合や政策目的のために減免されていることも事実である。しかし、減免により受益者に負担を求めない場合、その負担分は市民の税金で賄われることになるため、減免に当たっては、その目的や基準について市民への明確な説明責任が求められる。 アオーレ長岡においては、減免により使用料収入の約8割に相当する額が全額免除されているが、減免基準は公表されていない。また、利用者に一部の負担も求めず全額減免していることで、同一団体の利用であっても、市民体育館大アリーナは有料であるが、アオーレ長岡アリーナは無料となり、類似する施設間で不均衡が生じている。 加えて、アオーレ長岡は、市民協働の交流拠点として10年以上経過し、維持管理経費は増加傾向にある。今後の施設運営については、施設の老朽化に伴う改修経費などの増加により、さらに厳しさを増していくことが懸念される。 したがって、受益者負担の原則を踏まえ、改めて公平性や透明性が確保されるよう考え方を整理し、必要な見直しを検討されたい。	市民協働推進部 市民協働課	今後策定予定の「第2期 持続可能な行政運営プラン」で検討を進める公共施設全体の使用料の見直しの中で、受益者負担の原則に基づき、公平性や透明性が確保されるよう適正な基準の見直しを検討します。
	商工部 産業支援課	産業支援に関する補助金等の交付の見直し、要綱の整備の検討について 補助金等の目的、対象事業、対象経費などを明確にするため、補助対象事業の具体的な事項を定める要綱や要領等の作成を令和8年度施行に向けて準備を進めております。 また、行財政運営プランの実施スケジュールに合わせ、これまでの定額補助から事業費補助に切り替えるなどの見直し、事業成果の検証が容易にできる仕組みや補助金が剰余金に回らないような仕組みを検討しております。 今年度から改善できる取組は可能な限り進めており、一部の商工会において、今年度予算をベースとした事業費補助案のシミュレーションを依頼するなど、補助金交付団体の財務状況等を確認しながら、交付団体関係者とも協議をしております。 なお、補助金交付の妥当性や成果について市民に十分ご理解いただけるよう、職員の意識改革含めて取り組んでまいります。
【意見】 補助金等交付に係る事務処理について 補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）は、行政課題を解決する有効な手段の一つであると同時に、その成果や費用対効果などについて市民へ説明責任を果たすことが求められる。また、不断の検証や見直しを行うことが重要である。 しかし、産業支援の補助金等については、事務処理の一部に改善を要するもの、補助金等の成果を定量的に確認する視点が不足しているもの、交付団体や交付額が固定化しているもの、剰余金が多額になっているものが散見された。 補助金等が真に必要なのかゼロベースで見直すとともに、公正で透明性の高い行政運営を確保するため、補助金等の目的、対象事業、補助率、対象経費などを明確にした要綱の整備を検討されたい。 また、補助金等については、市全体の統一的な考え方が重要である。補助金等の所管課は、補助金等の適正化に資するガイドラインの整備を検討されたい。	【制度所管課】 財務部 財政課	市全体の補助金等の交付の統一的な考え方、補助金等交付適正化に資するガイドラインの整備の検討について 補助金等については、交付の申請及び決定等の適正な事務手続き等に関し必要な事項を「長岡市補助金等交付規則」に定めた上で、令和2年度以降は、当初予算編成の際に、目的に即した成果の検証、交付終期の設定や交付先の財務・前年度繰越金等の状況確認等を実施するとともに、交付先団体とも協議・調整しながら不断の見直しを行うことなどとする「基本的な考え方」を全庁に繰り返し通知してきました。また、実際の予算査定の中でも、必要に応じて直接確認してきました。 今後は、適正な執行が各部局・各課において自律的に確保されるよう、こうした「基本的な考え方」等を、予算編成時期のみならず日常から全庁の職員が意識できるようにするとともに、予算の要求及び交付実施にあたっては、各補助金等が「基本的な考え方」等に沿っているか否かを、所管の部長や課長がしっかり確認する仕組みを検討し、各交付先団体の理解も得ながら実施してまいります。